

やまゆりニュース

平成 27 年 6 月 第 17 号

関東も梅雨入り、木々の緑は鮮やかに、紫陽花は真ん丸な花、とんがり帽子の様な花、小さな額に小花をいっぱい散らした花とうれしそうに咲きそろいました。会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。日頃より当会の運営には、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

いよいよ、やまゆり知的障害児者生活サポート協会でも今までの「生活サポート総合補償制度」の他に、来年度は1泊2日から入院補償ができる保険も始まります。6ページに概要を書きました。パンフレットも7月下旬にはできあがります。どうぞ比べてみて良い方をお選びください。

私達もこれを機会に、さらなる飛躍の年になりますことを心から願いながら取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

平成 27 年度 第 1 回やまゆり研修会

日 時：平成 27 年 7 月 13 日(月) 10:00~12:00

場 所：神奈川県社会福祉会館 2階ホール

講 師：雨宮 徹 氏 ぱあとなあ神奈川 運営委員会副委員長

テーマ：障害のある方が安心して暮らしていくために

～成年後見人はこんなことをやっています～

参加費 無料!!
どなたでも
参加できます

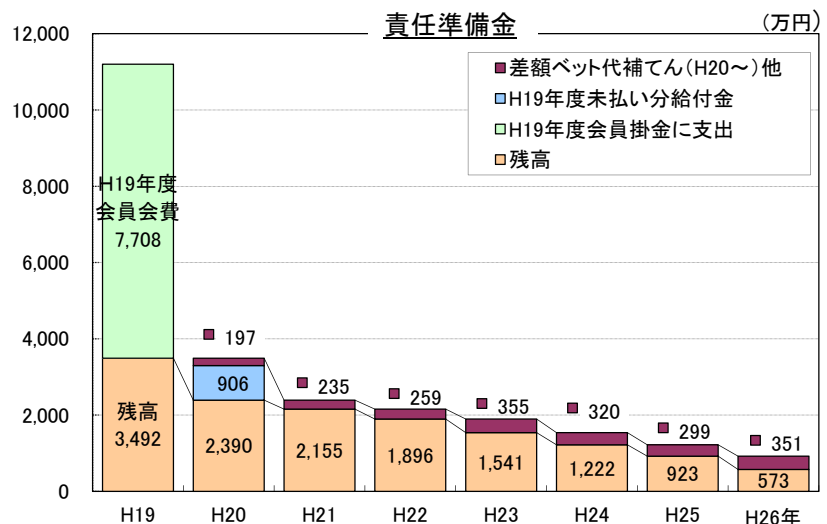
平成 27 年度 加入状況

平成 27 年度 6 月 1 日付までの予定加入者数は 7,800 名余です。ありがとうございます。毎月 1 日付で途中加入を受け付けていますので引き続きよろしくお願ひします。

平成 26 年度の 運営状況等

旧やまゆり互助会の責任準備金の状況は、次のとおりです。

平成 26 年度の「差額ベッド費用補てん」の給付は、年間 174 件、支払総額約 351 万円(含送金手数料)、平均給付額は 19,800 円余でした。



『やまゆり差額ベッド費用補てん』は全国のサポート協会の中で、旧やまゆり互助会の責任準備金を基に神奈川県の当協会だけが独自に行っているものです。これまで7年間上限 2,000 円の補てんを続けてきましたが、責任準備金が残りに少なくなりましたので、8年目の平成 27 年度は上限 1,000 円とし、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了することになりました。(請求権は入院日から3年間あります。)

平成26年度 事業報告

1 理事会の開催

- (1) 第1回(平成26年5月1日)
 - ①平成25年度事業報告および決算について審議し決定した。
 - ②平成26年度事業計画および予算について審議し決定した。
 - ③その他
 - 1)安藤副理事より全国的障害児者生活サポート協会(以下「全サポ」)理事会の報告があった。
 - 2)構成5団体に平成26年度共催事業計画書の提出をお願いした。
 - 3)やまゆり知的障害児者生活サポート協会が神奈川県障害児者団体連絡協議会(障団連)の平成26、27年度事務担当になったことが報告された。
 - 4)JICより報告

2 総会の開催

- (1) 第1回(平成26年5月1日)
 - ①平成25年度事業報告および決算について承認した。
 - ②平成26年度事業計画および予算について承認した。
 - ③その他
 - 1)安藤副理事より全サポ理事会の報告があった。
 - 2)平成26年度共催事業計画書の申請をお願いした。
 - 3)JICより報告

3 理事会の開催

- (1) 第2回(平成26年9月2日)
 - ①平成26年度共催事業計画書(10件)について審議し決定した。
 - ②本年度は関東甲信越7県の当番県である報告があった。
 - ③事業推進委員会から自主事業が5年目を迎え今後の活動について再検討するとの報告があった。
 - ④JICより報告
- (2) 第3回(平成26年12月25日)
 - ①平成27年度「入院給付金差額ベッド代補てん分」について、責任準備金も残り少なくなったので27年度は上限1,000円(現行「上限2,000円」)に変更して給付を続け、平成27年度をもって終了することについて了承していただいた。
 - ②JICより「生活サポート総合補償制度」の改定準備について、平成28年4月補償開始を目指しているとの報告があった。

(3) 第4回(平成27年3月30日)

- ①平成26年度共催事業報告書(10件)について決済した。
- ②平成26年度決算の概算報告を審議した。
- ③平成27年度予算案を審議した。
- ④全サポ理事会の報告があった。

4 事業推進委員会の開催

平成26年度の事業基本計画、各事業(研修チーム、本人活動支援チーム、相談支援チーム)の活動報告ならびに委員会としての意見交換をした。

- (1) 第1回(平成26年 4月15日); 新メンバー紹介と基本計画
 - (2) 第2回(平成26年 6月16日); 現状報告と意見交換
 - (3) 第3回(平成26年 8月29日); 現状報告と意見交換
 - (4) 第4回(平成26年11月 4日); 現状報告と意見交換
 - (5) 第5回(平成26年12月15日); 現状報告と意見交換
 - (6) 第6回(平成27年 2月19日); 総括と次年度の進め方
- 研修チーム: 研修会開催
- ①第1回やまゆり研修会(平成26年8月26日開催)
 - ②第2回やまゆり研修会(平成27年1月26日開催)
- 本人活動支援チーム: 研修会/会議開催
- ①支援者支援研修会(平成26年9月26日開催)
 - ②本人・支援者会議(平成26年11月11日開催)
 - ③リーダー研修会(平成27年2月27日開催)
- 相談支援チーム: 電話相談開催
毎月第3月曜日11:00~15:00
(休日にあたるときは第4・第5月曜日に順延)

5 給付審査委員会

当協会独自の差額ベッド費用補てん給付分(差額ベッド費用が1日あたり3,001円以上5,000円までの実費補てん)について審査し給付した。

- (1) 第1回(平成26年 4月16日); 42名・709,225円
 - (2) 第2回(平成26年 6月18日); 25名・553,000円
 - (3) 第3回(平成26年 8月20日); 28名・484,535円
 - (4) 第4回(平成26年10月15日); 25名・437,860円
 - (5) 第5回(平成26年12月17日); 32名・581,050円
 - (6) 第6回(平成27年 2月18日); 19名・313,860円
- 合計 174名・3,449,401円
※昨年度に比べ請求人数は11名増、補てん額は405,496円増でした。(平均は19,824円) (以下余白)

平成26年度 やまゆり知的障害児者生活サポート協会 決算書

収入の部 (単位:円)			
科目	予算額	決算額	差額
預り保険料	111,919,000	113,224,150	1,305,150
制度運営費	16,550,000	16,792,110	242,110
雑収入	1,500	143,719	142,219
雑収入(関プロ会費)		320,000	320,000
当期収入計	128,470,500	130,479,979	2,009,479
前年度繰越金	6,271,440	6,271,440	0
合計	134,741,940	136,751,419	2,009,479
支出の部 (単位:円)			
科目	予算額	決算額	差額
事業費	3,100,000	2,707,956	392,044
サポート事業費	3,100,000	2,707,956	
預り保険料	111,919,000	113,224,150	△1,305,150
全サポ会費	1,634,000	1,659,500	△25,500
管理費	13,912,000	13,565,587	346,413
会議費	90,000	85,395	4,605
法定福利費	760,000	788,348	△28,348
福利厚生費	72,000	72,000	0
旅費	200,000	207,516	△7,516
事務用品費	350,000	339,983	10,017
印刷製本費	650,000	562,958	87,042
通信運搬費	900,000	733,107	166,893
事務委託費	1,480,000	1,310,925	169,075
広告料	130,000	140,000	△10,000
所属手数料	1,200,000	1,207,068	△7,068
給与	7,210,000	7,327,120	△117,120
支払手数料	260,000	250,000	10,000
租税公課		4,200	△4,200
負担金	400,000	360,999	39,001
雑費	140,000	102,900	37,100
役務費	70,000	73,068	△3,068
関プロ諸経費	150,000	446,739	△296,739
当期支出計	130,715,000	131,603,932	△888,932
当期収支差額	4,026,940	5,147,487	△1,120,547
次期繰越金		5,147,487	
合計	134,741,940	136,751,419	△2,009,479

○サポート事業費収支状況 (単位:円)

科目	金額
一般会計より	3,100,000
雑収入(預金利息)	291
合計	3,100,291
サポート事業費	
自主事業	1,888,247
共催事業	820,000
合計	2,708,247
一般会計へ	392,044



○次期繰越金に含まれる資産及び負債の内訳

科目	当期末残高
現金預金	5,322,044
前払金	105,370
立替金	10,000
資産合計	5,437,414
前受金	217,900
預り金	72,027
負債合計	289,927
次期繰越金	△5,147,487



平成26年度 責任準備金及び給付事業会計 決算書

収入の部 (単位:円)			
科目	予算額	決算額	差額
雑収入	0	451	451
繰越金	9,231,556	9,231,556	0
合計	9,231,556	9,232,007	451
支出の部 (単位:円)			
科目	予算額	決算額	差額
給付金	3,500,000	3,441,401	58,599
支払手数料		12,930	△12,930
役務費	60,000	49,572	10,428
雑費	40,000	2,022	37,978
責任準備金	5,631,556	5,726,082	△94,526
合計	9,231,556	9,232,007	△451

H26年度・やまゆり共催事業報告（やまゆりは各構成団体に事業負担金の配分をしています）

日時	内容	会場	主催団体
H26/7~ H27/2	支援技術・障害特性を学ぶ研修会、 制度改定や法律を学ぶ研修会、 世話人等対象グループホーム見学会	障害者支援センター松が丘園研修室(3 回)、相模原市民会館(1回)、 グループホーム見学会(2回)	神奈川県知的障害施設団体連合会 (相模原)
H26/11/7、 12/12、12/11	川崎市障協 平成 26 年度研修会： ・虐待防止・権利擁護研修、 ・よりよい支援を目指して、 ・円滑なマネージメント	総合福祉センター(エボックなかはら)、 川崎市生涯学習プラザ、 地域福祉施設ちどり	神奈川県知的障害施設団体連合会 NPO 法人川崎市障害福祉施設事業協会
H26/11/17	神奈川県オンブズパーソンネットワーク交流研修会	神奈川労働プラザ	神奈川県知的障害施設団体連合会(県域)
H27/2/21、 2/25	横浜ふくしネットセミナー：“私たちの人権について勉強 しよう”～伝えたい 私の気持ち～	横浜市なしの木学園講堂、障害者スポー ツ文化センター横浜ラポール・大会議室	神奈川県知的障害施設団体連合会 横浜ふくしネットワーク(Y ネット)
H26/11/7	平成 26 年度神奈川県手をつなぐ育成会大会	かながわ県民センター(ホール)	神奈川県手をつなぐ育成会
H26/12/3	第 28 回 知的障害者が地域で幸せに暮らすための共に考える集い	横浜市健康福祉総合センター大会議室	特定非営利活動法人 横浜市手をつなぐ育成会
H27/3/2	障害者権利条約を知って考える研修「共生社会を作ろう～ 障害者権利条約を知って障害者の権利擁護に活かそう～」	川崎市生活文化会館(てくのホール)	川崎市育成会手をつなぐ親の会
H26/7/6	知的障害者の地域移行等を含めた将来の安心を学ぶ 「一人ひとりが適正の場に～安心の中身」(権利擁護事業)	横浜市健康福祉センター (桜木町)	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
H26/11/3	利用者の高齢化に伴う支援の変化と問題点 「厚木精華園での取り組み紹介」(権利擁護事業)	横浜市技能文化会館	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
H27/2/1	実例にみる成年後見人制度の利用実態と問題点 「成年後見と相続と遺言」(権利擁護事業)	横浜市健康福祉センター (横浜市)	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会

平成 27 年度 事業計画

1 総会の開催

2 理事会の開催

- (1) 事業計画や予算の策定、決算等について審議、決定する。
- (2) 事業負担金配分規程に基づき、各構成団体から申請のあった共催事業について当協会の共催事業としてふさわしい事業であるかを審査し、事業負担金の配分を行う。
- (3) 神奈川県障害児者団体連絡協議会の構成団体として参画することに関する、負担金等について検討を行う。

3 事業推進委員会の開催

3ヶ月に1度会議を開き今年度事業の着実な推進を図る。

4 事業の実施

(1) 事業の種類

① 第1種事業

当協会が単独で主催する事業をいう。

ア 研修事業（年間2回開催予定）

イ 本人活動支援者支援事業

（支援者支援研修、本人・支援者会議、あおぞらたより）

ウ 相談支援事業（相談員に委託する）

月1回、第3月曜日の11:00～15:00に電話相談を受ける。

② 共催事業

- ・構成団体である5団体と共同して実施する事業に係る経費の負担金の配分をする為、共催事業の募集をする。
- ・共催事業計画書の審査をし、負担金の配分をする。
- ・共催事業報告書の提出を受け負担金が正しく使われたかの審査を年度末にする。

5 広報活動

広報誌「やまゆりニュース」を発行したり、構成団体の機関紙に広告を掲載し当協会の事業について情報提供し、会員の理解を得るとともに、保険制度の内容を適時、適切に紹介する。

6 給付審査委員会の開催

当協会独自の給付である差額ベッド費用に係る給付について、必要に応じて随時（2ヶ月に1回程度）審査委員会を開催して審査し、正確な給付金額を決定し、給付する。

7 事務処理の円滑な推進

事業実施に係る構成団体等との調整を円滑に進めるとともに、団体保険に係る受付、加入手続きや会費の収納事務、差額ベッド費用に係る給付などについて、適切かつ迅速な処理に努める。

8 関係団体との連携

全国的障害児者生活サポート協会や関東地区における協会との連携協力を深め、共通認識の上で適切な対応に努める。

（以下余白）

平成 27 年度 やまゆり知的障害児者生活サポート協会 予算書

収入の部

(単位・円)

科目	予算額	備考
預り保険料	115,147,750	傷害等保険料
制度運営費	17,027,250	
雑収入	108,500	預金利息、障団連事務受託費
繰越金	5,147,487	H26年度から繰越
合計	137,430,987	

支出の部

(単位・円)

科目	予算額	備考
事業費	2,800,000	
サポート事業費	2,800,000	自主事業、共催事業(850,000)
預り保険料	115,147,750	
全サボ会費	1,700,000	入会金@300、年会費@200
管理費	14,287,000	
会議費	70,000	会議室使用料、お茶代
法定福利費	790,000	事業主負担分
福利厚生費	72,000	中小企業退職金共済掛金
旅費	200,000	理事・代議員旅費、給付審査委員旅費、全国サポート協会研修参加旅費
事務用品費	340,000	事務用消耗品費、事務用機器関連品等印刷経費他
印刷製本費	600,000	パンフレット等製作費(1割負担分)、会報作成費、印刷機・コピー機等印刷経費
通信運搬費	900,000	切手等郵便料、電話・通信料、宅急便・メール便料、HP費用
事務委託費	1,480,000	振込手数料(@83×会員数)、振替郵送通知料(@52×会員数)、データ管理委託料
広告料	150,000	構成団体等機関誌広告料
所属手数料	1,250,000	事務手数料(施設、育成会他)
給与	7,600,000	職員雇用経費
支払手数料	260,000	月次年次監査手数料
負担金	380,000	障団連負担金(家賃、光熱費他)
役員費	75,000	会費払込・保険料返戻金振込手数料
雑費	120,000	慶弔費、社協会費他
予備費	3,496,237	
合計	137,430,987	

平成 27 年度 責任準備金及び給付事業会計 予算書

収入の部

(単位・円)

科目	予算額	備考
繰越金	5,726,082	H26年度から繰越
合計	5,726,082	

支出の部

(単位・円)

科目	予算額	備考
給付金	2,500,000	差額ベッド費用補てん分
支払手数料	12,960	
役員費	50,000	差額ベッド費用振込手数料
雑費	5,000	残高証明書代他
責任準備金	3,158,122	H28年度へ繰越
合計	5,726,082	

『障害のある人の暮らし』

人生を支えるために必要なこと

講師 在原理恵氏

神奈川県立保健福祉大学

社会福祉学科常勤講師

8/26(火) 神奈川県社会福祉会館 2階ホールで今年度1回目の研修会が開催されました。

家族・施設職員の方々等とてもたくさんの

参加があり、感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 障害のある人の暮らしを考えるにあたって、前もって緊急事態になる前に準備しておくことが大切だと分かった。しかし、現状は「何か」おきなければ動きづらい、動くことができないという事も理解できる。準備をすることがあたり前、普通になる仕組み作りができていけばスムーズになると思う。もちろん、その受け皿、つなぐ役割も重要であり、その創出も同時にやっていたいかなければと思った。
- 入所施設で働く職員として「親と同じぐらい本人を分かって尊重しながら支援してくれる人がいない」という親の思いを重く受け止めました。GH利用者本人の言葉にも深く考えさせられました。よりよい支援につなげていきたいと思えます。
- 暮らしにしばってあったので、具体的に想像・共感することができた。入所施設でホームヘルパーを利用するという構想は現在自分も考えていたことだったので勉強になった。

《主な項目》

「入所施設待機者調査」のアンケート結果から

①「入所申請」や「希望」は本当に望んでいることと同じとは言えない、②安心できる暮らしのために求められていること、③緊急事態に至りやすい人たちの存在、④相談者がいない人が少なくない等みえてきた現状について考えます。

1. どのような相談機能が必要か？
…「準備する支援」
2. 暮らしの場づくりのために必要なことは？
… 地域の「ニーズの見える化」と「つなぐ役割」
3. 暮らしの支援の充実のために欠かせない視点
… ①重度化への対応 ②高齢化への対応
③「本人らしい暮らし」を共に創る役割

『障害のある方が親亡き後に 安心して暮らせるために』

～ きょうだいの関わりを中心に ～

講師 田部井 恒雄氏 社会福祉士

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会会長

1/26(月) 神奈川県社会福祉会館 2階ホールで今年度2回目の研修会が開催されました。

家族・施設職員の方々等とてもたくさんの参加が

あり、感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 親として今までのことを振り返って、色々反省することが多く、兄弟に対してもきちんと向き合って話し合いをしなければいけないと強く感じた。
- 当事者の立場でもあり、自分の経験をまじえたお話はとても共感できました。親亡き後については、早い段階から家族で話し合っておく必要性をあらためて感じました。
- 障がい者へのサポートというと日々の様々な場面についてどう対処するかということを中心に考えがちなのですが、今回「障がい者が中心のコミュニティを作る」という視点からも多くの話があって、複数の障がい者同士や家族との関わりを助けるヘルパーのあり方やNPO法人の後見人等、知らなかった事、考えてもみなかった事に触れる機会になり、大変興味深かったです。
- “きょうだい”の気持ちという話を聞いている時は共感できる部分が沢山ありました。子どもの“きょうだい”支援はとても大切な時期の支援で、自分に自信をもてるようにしてあげる、自分の意見がはっきり言えるようにしてあげることの大切さ、とても重要だと思います。自分も“きょうだい”と適切な距離間を保ちながら接していきたいなと思いました。

《主な項目》

1. 障がいのある人の“きょうだい”の思い
「きょうだいの願いは、きょうだい互いに心を通じ合いながら、それぞれがその人なりの自立をしていくことであると私たちは考えています」
2. 障がいのある人の豊かな人生とは
「幸せを実感してほしい」
3. 障がいのある人たちの生きる場
(1) 生活を支えるシステム
(2) 権利を守り行使するための制度等 だが…
(3) 親亡きあとへの備え
(4) 支援チームの作り方
(5) 課題

■ 『本人・支援者会議』『本人活動支援者研修会』の開催

当協会では、支援者がどのような障がいのある人に対しても意思を感じ、想いを汲み取り感じる力と、本人を中心とした活動を支援し、気持ちに寄り添う豊かな内面や支援技術を養うことを目的として活動してきました。4回目を迎えた26年度は『本人活動支援の実際から、今後の本人活動支援を考える』をテーマに会議・研修会を開催しました。

■ I. 「本人活動支援者研修会」

〔9/26(金) 神奈川県社会福祉会館 2階ホール〕

最初に、長年活動されてきた武居光氏にこれまでの本人活動の歴史と神奈川でのうごきについて、また本人活動支援に必要な基本的スキルについてお話していただきました。

次に、津久井やまゆり園での実際の取り組みを竹中洋氏に紹介していただきました。

グループ討議を終えて、ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- グループ討議は、疑問点など直接話し合えてヒントを沢山もらえました。
- 自己決定の重要性と難しさを感じた。
- 利用者さんの支援をするにあたって、決まった活動の枠だけにとらわれずに、一人一人が主体になれる活動、コミュニケーションを取りいれたいと感じました。
- 要望が何か、どう実現するかばかり考えるのではなく、親しく話す・話し合うことが重要である。

■ II. 「本人・支援者会議」

〔11/11(火) 神奈川県社会福祉会館 2階ホール〕

年々参加者も増え今回、ご本人 48名、家族・職員 32名、コーディネーター 11名他規模の会議となりました。

講演では、「障害者権利条約」と「障害者差別解消法」を通して、私たちの国が「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」となることを目指します。そこでは、何よりも障がい当事者が声を挙げていく必要があります。新しい法律の目指す私たちのこれからの社会について、ともに考え、わかりやすくお話していただきました。

グループ討議を終えて、ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 利用者みなさんの思いを引き出すために、どうしたら分かりやすく伝えることができるか、他事業所の支援者さんの話し方を聞きとても勉強になった。利用者みなさんの思いを知ることができた。
- 障害者差別解消法についての講演を聞いて、施設職員である自分に出来る差別を無くすための活動は何かを考える良い機会になりました。
- 書いて表現できる人、話で表現できる人、いろいろでした。ただ話を聞くだけでなくいろいろな表現の仕方があることに気付かされました。
- 様々な施設の利用者さん、ご家族のお話しさせていただけたことがとても良かったです。特に利用者さんがご自分の考えを話し、他の方も共感されている場面が印象に残りました。

I. 「支援者支援研修会」《9/26プログラム》

- 13:00～ 開会の挨拶(会長 岩本邦雄)
- 13:05～ 講演:『本人活動の会の立ち上げから、実際の支援』
講師 社会福祉法人十愛療育会
たちほどがや副所長 武居 光氏
- 14:15～ 実践報告:『利用者自治会の立ち上げと支援の実際』
報告者 社会福祉法人かながわ共同会
津久井やまゆり園 支援部
日中支援課長 竹中 洋氏
- 14:40～ 休憩(グループに移動)
- 14:55～ グループ討議・発表(6グループ)
「所属事業所などでの本人活動支援(利用者自治会や本人の会など)から、本人の想いや希望を汲み取り、支援に活かすためには」他
- 16:20～ まとめ
閉会(片付け)

II. 「本人支援者会議」《11/11プログラム》

- 11:00～ 開会の挨拶
- 11:05～ 基調講演:『障がいのある人の地域生活を考える』
～障害者権利条約と障害者差別解消法～
和泉短期大学教授 鈴木 敏彦氏
- 12:00～ 昼食
- 12:30～ 自己紹介・グループ討議(11グループ)
(テーマ)『夢』『活動』『仕事』いずれか
- 14:10～ 休憩
- 14:35～ 発表と講評
- 15:30～ 閉会(片付け)



平成28年4月よりご希望に応じて2つのプランからお選びいただけます

病気やケガで入院された場合の補償期間について

入院期間
1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目～ …30日目

Bプラン……(新)

1日目 2日目からの補償開始

Aプラン……(現行)

3日間

4日目からの補償開始

補償内容	補償項目	入院2日目から補償プラン(B)	入院4日目から補償プラン(A)
入院給付金 (既往症、てんかん発作、治療のための検査などによる入院も対象となります。) <ご注意> ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求は出来ません。	① 付添介護保険金 付添介護を受けた日 1日につき	New!! 1泊2日の入院から 8,000円	3泊4日の入院から 8,000円
	② 差額ベッド費用 差額ベッドが生じた日 1日につき	3,000円	3,000円
	③ 入院諸費用 入院1日につき	1,000円	1,000円
	④ 入院一時金 1入院につき	増額 6,000円	5,000円
個人賠償責任保険金 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象になります。 <ご注意> ・保険金は被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。損害賠償の責任の割合は特定の行為を繰り返す場合等、頻度やその事故の内容により変わります。 ・てんかん性の発作に直接起因する場合は補償の対象になりません。	⑤ 個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	増額 3億円	1億円
	死亡・後遺障害・入院通院・手術/各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象になります。 <ご注意> ・急性性のない自傷行為は補償の対象になりません。 ・てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象になりません。 ・⑧入院保険金は「入院給付金」①②③④と重複してお支払いします。	⑥ 死亡保険金 100,000円	100,000円
	⑦ 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	4,000円～ 100,000円	4,000円～ 100,000円
	⑧ 入院保険金 入院1日につき	増額 5,000円	3,000円
	⑨ 通院保険金 通院1日につき	増額 3,000円	2,000円
	⑩ 手術保険金 1事故につき1回	増額 50,000円(入院中), 25,000円(入院中以外)	30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)
病気で死亡したときの補償	⑪ 葬祭費用保険金 支払限度額	100,000円	100,000円
天災による傷害(ケガ)の補償	⑫ 地震・噴火・津波補償	補償されます	補償されます
※詳しくは、新しいパンフレットでご確認ください。	掛金(1年間)	23,000円	17,000円

☆現行と同じAプランに加え、皆様から強いご希望のありました1泊2日のご入院から補償されるBプランができます。平成28年4月1日から、皆様はどちらを選ばれますか？ご検討下さい。

平成27年度(現行・Aプラン) 給付支払例

てんかん発作で10日間入院
お母さんが毎日付き添い、病室は個室
入院給付金

【対象日数】 10日-免責3日=7日
☆付添介護保険金
8,000円×7日=56,000円
☆差額ベッド費用
3,000円×7日=21,000円
☆入院諸費用
1,000円×7日=7,000円
☆入院一時金 5,000円
合計 89,000円

※当協会では、さらに病院にお支払いの差額ベッド代が3,001円以上の方に、1,000円以内で実費補てんをいたします。



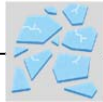
抗がん剤治療を、6日間の入院で4回行った。毎回お母さんが付添、病室も毎回個室

入院給付金

【対象日数】 6日-免責3日=3日
☆付添介護保険金
8,000円×3日=24,000円
☆差額ベッド費用
3,000円×3日=9,000円
☆入院諸費用
1,000円×3日=3,000円
☆入院一時金 5,000円
合計 41,000円

保険金合計 4回分 164,000円

※当協会では、さらに病院にお支払いの差額ベッド代が3,001円以上の方に、1,000円以内で実費補てんをいたします。



散歩から施設に戻る途中、突然石を拾い、他人宅のガラスを割ってしまった。

個人賠償責任保険金

☆ガラス本体取り付け一式
保険金合計 91,800円

階段を踏み外し転んで大腿骨骨折、40日間入院、付き添いはヘルパーを頼んだ。病室は個室

入院給付金

【対象日数】 30日(入院給付金年度内給付上限)
☆付添介護保険金
8,000円×30日=240,000円
☆差額ベッド費用
3,000円×30日=90,000円
☆入院諸費用
1,000円×30日=30,000円
☆入院一時金 5,000円
合計 365,000円

ケガ入院・手術保険金

☆入院保険金
3,000円×40日=120,000円
☆手術保険金 30,000円
合計 150,000円

保険金合計 515,000円

※当協会では、さらに病院にお支払いの差額ベッド代が3,001円以上の方に、1,000円以内で実費補てんをいたします。

※詳しくは、パンフレットをご確認ください。



入院給付金

☆**病気で入院**(既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。)

- ①付添介護保険金：
8,000円×30日(入院4日目から)家族の付添も可
- ②(a)差額ベッド費用：
3,000円×30日(入院4日目から)AIU支払分
(b)差額ベッド費用補てん(⇒※1,000円以内の実費)：
1,000円×30日(入院4日目から)やまゆり支払分
- ③入院諸費用：1,000円×30日(入院4日目から)
- ④入院一時金：5,000円

※①～③それぞれが補償期間中(年度内)で30日ずつの支払です。1回の入院で使い切らなかった場合、それぞれが合計して30日になるまで何回でもご請求できます。

☆**ケガで入院・通院**(突発性・偶然性・外来性のもの)

- (1)入院の時…上記入院給付金の①～④の給付があります。それに加え、定額3,000円×180日(入院1日目～180日)
- (2)通院の時…1回から！(2,000円×回数)
事故日から180日以内の90日

・状況欄は手短にお書き下さい。

<例：突然走り出して転んだ等>

・てんかん発作が直接の原因になったときは対象外ですが、まずはやまゆり事務局に請求してみてください。

※添付書類…入院は、病院の領収書または退院証明書(無料～800円程度)のコピー。

通院は、診察券のコピーのみ。

※**診断書**…☆**先にとらないでください!!**

⇒必要なときはAIUから所定の用紙が送られてきます。診断書は提出を求められたときのみ所定の用紙でご提出ください。

葬祭費用保険金(病気により死亡した時)

☆被保険者が病気でお亡くなりになり、親族の方が葬祭を行ったとき支払われます。

※添付書類…死亡診断書(役所に提出したもの)のコピー
葬祭費用の領収書のコピー(宛名が親族名であること(本人名ではダメです))

☆疾病・ケガの入院給付金請求時に・・・

病院の領収書のコピーがあれば、重ねて看護サマリーや退院証明書の添付は必要ありません。

☆被保険者様がお亡くなりになった後の入院給付金のお受け取りは・・・

相続になりますので、ご両親以外でご兄弟の場合等委任状が必要になります。
(長期の入院になりましたら、先に入院給付金をご請求下さい。)

☆損害賠償のご請求では・・・

- 写真は必ずお撮り下さい。
- 見積書・請求書(原本)、領収書(原本)の宛名と保険金の振込先をご本人様や保護者様にすると「個人賠償に関する権利放棄書」の提出はいりません。

事務局からのお知らせ



☆当サポート協会では次の事業を行っています。

- (1)本人の日常生活に関わる相談支援事業 ⇨ 毎月第3月曜日 11:00~15:00 当会館内
: 休日にあたる時は第4・第5月曜日に順延
(☎ & 来館相談受付)

平成27年度7月以降で年度内の「やまゆり相談室」開催予定日

7月27日(第4)、	8月17日(第3)、	9月28日(第4)、
10月19日(第3)、	11月16日(第3)、	12月21日(第3)、
H28/1月18日(第3)、	2月15日(第3)、	3月28日(第4)

- (2)本人の就労支援に関わる相談支援事業
(3)本人の権利擁護に関わる事業
- ⇨ { ・年2回の研修会…全会員・職員様向け
・本人様・支援者(家族・職員)支援研修会
(年2回)

いろいろご参加、ご利用をお待ち申し上げております。また取り上げてほしいテーマ等ありましたらどしどしお申し出ください。

☆掛金の振替が出来なかった方へお送りしている「払込取扱票」(ゆうちょ銀行・郵便局)の支払期限は、8月4日(火)迄です。(支払期限までに払込みいただけない場合、補償開始日にさかのぼって無効になりますのでご注意ください。)

☆ご登録内容(住所・電話・加入依頼者・施設等)に変更があったときは、変更のお届けが**必要**です。必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局までご連絡下さい。届出に必要な書類をお送りいたします。

☆加入者証に『介護医療保険料控除証明書』が付いています。

入院給付金(入院一時金、入院諸費用、差額ベッド費用、付添介護費用)分の年間保険料の合計額 6,720 円が適用となっていますので、所得税の年末調整時または、確定申告時まで保管してご利用ください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会
事務局〔編集〕

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

Tel:045-314-7716

Fax:045-324-0426



■構成団体■■■■

神奈川県手をつなぐ育成会

神奈川県知的障害施設団体連合会

NPO 法人 横浜市手をつなぐ育成会

(福)ともかわさき 川崎市育成会手をつなぐ親の会

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会